

七飯町 農業委員会だより



大中山 千島農園 (長ねぎ)

農業委員会 総会開催予定

総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し決定する場で、通常月1回開催されます。

総会名	開催日	開催場所	許可申請等締切日	現況調査
第29回	令和4年10月26日(水)	農業委員会会議室	10月12日(水)	10月19日(水)
第30回	令和4年11月28日(月)	〃	11月14日(月)	11月21日(月)
第31回	令和4年12月16日(金)	〃	12月2日(金)	12月9日(金)
第32回	令和5年1月25日(水)	〃	1月11日(水)	1月18日(水)
第33回	令和5年2月24日(金)	〃	2月10日(金)	2月17日(金)
第34回	令和5年3月27日(月)	〃	3月13日(月)	3月20日(月)

※日程は都合により変更となる場合があります。最新情報は農業委員会事務局(☎65-2519)までお問い合わせください。

農業委員会で 決まったことを お知らせします

- 第21回 令和4年2月24日**
- ・令和4年2月1日から令和4年2月10日に提出のあった合意解約通知の成立情報の確認について 2件(可決)
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 1件(可決)
 - ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 5件(可決)
 - ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 17件(可決)
 - ・土地の現況証明願について 1件(可決)
 - ・農地移動適正化斡旋申請について 1件(可決)
- 第22回 令和4年3月25日**
- ・令和4年3月8日に提出のあった合意解約通知の成立情報の確認について 1件(可決)
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 1件(可決)
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について(使用賃借) 2件(可決)
 - ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 3件(可決)
 - ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 18件(可決)
 - ・土地の現況証明願について 3件(可決)
 - ・農地移動適正化斡旋申請について 2件(可決)

- 第23回 令和4年4月26日**
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 2件(可決)
 - ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 2件(可決)
 - ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 13件(可決)
 - ・土地の現況証明願について 4件(可決)
 - ・農地移動適正化斡旋申請について 1件(可決)
- 第24回 令和4年5月26日**
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 1件(可決)
 - ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 15件(可決)
 - ・土地の現況証明願について 1件(可決)
 - ・農地移動適正化斡旋申請について 1件(可決)
- 第25回 令和4年6月27日**
- ・令和4年6月3日に提出のあった合意解約通知の成立情報の確認について 1件(可決)
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 1件(可決)
 - ・農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可) 1件(可決)
 - ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 2件(可決)
 - ・土地の現況証明願について 4件(可決)
 - ・農地移動適正化斡旋申請について 2件(可決)

- 第26回 令和4年7月27日**
- ・農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可) 1件(可決)
 - ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 1件(可決)
 - ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 2件(可決)
 - ・土地の現況証明願について 1件(可決)
 - ・農地移動適正化斡旋申請について 1件(可決)
- 第27回 令和4年8月26日**
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 1件(可決)
 - ・土地の現況証明願について 1件(可決)
 - ・農地移動適正化斡旋申請について 1件(可決)

農地を相続しましたら、 農業委員会へ届け出を お願いします。

農地を相続した際は、農業委員会への報告が義務付けられておりますので、相続登記が完了しましたらお早めに農業委員会へ届け出ください。また、お申し込みの届出が完了した場合は、お申し込みの届出が完了したことをお知らせください。

※来庁の際は①印鑑②相続をしたことがわかる書類(登記事項証明書等)をお持ちください。

農地転用等 (農地法第4条・5条に基づく手続き) について

耕作道や作業場所として利用するために農地の一部へ砂利を入れたり、農業用倉庫や仮設事務所を設置する等、農地を耕作以外の目的で使用する場合

には、事前に農業委員会の許可が必要です。また、土地改良目的のために農地へ客土を入れる場合にも事前に届出等が必要になります。

〈農地法第4条と5条の違い〉………

・農地法第4条とは、所有者自らが転用する場合で、農地転用の許可申請は所有者が自ら行います。

・転・設定する場合のことで、申請は転用する方(転用事業者)と所有者が連署して行います。

・農地法第5条とは、所有者以外の方が転用して、所有権又は賃貸借権の権利を移

・農地法第4条・第5条ともに、行政書士の方へ書類の作成及び申請を依頼することは可能です。

〈手続きの流れ〉………

農地転用については、それぞれの申請を農業委員会総会で審議した後に、道に諮問し、その結果を踏まえて農業委員会で決定します。

※市街化区域内の農地を転用する場合には、農地転用の許可申請ではなく、事前に農業委員会へ届出が必要です。

なお、仮設事務所の設置等、農地以外の目的で農地を一時的に使用する場合にも(一時転用の)許可が必要です。

※農地転用の許可ができるかどうかは、事業内容や農地の場所によっても異なります。申請方法等ご不明な点等ございましたら、お近くの委員又は事務局までお問い合わせ下さい。

農地は一度耕作をやめ
数年経てば、原形が
分らないほどに
荒れてしまいます。

所有農地を耕作・管理でき
ない場合には、あっせん申出や
機構の活用等、他の農業者との
売買や賃貸借をマッチングさせ
る方法がありますので、農業委
員会事務局までご相談下さい。

あっせん情報

●貸したい	●売りたい
●桜町 1件	●桜町 4件
●鳴川 1件	●鳴川 2件
●緑町 1件	●緑町 2件
●大中山 2件	●大中山 2件
●豊田 2件	●豊田 2件
●鶴野 2件	●鶴野 2件
●飯田町 1件	●飯田町 1件
●大中山 19件	●大中山 7件
●大川 3件	●大川 3件
●中野 7件	●中野 3件
●中島 2件	●中島 2件
●豊田 2件	●豊田 2件
●鶴野 4件	●鶴野 4件
●上藤城 4件	●上藤城 4件
●藤城 4件	●藤城 4件
●峠下 2件	●峠下 2件
●仁山 3件	●仁山 3件
●西大沼 2件	●西大沼 2件
●田畑 2件	●田畑 2件
●田畑 3件	●田畑 3件
●田畑 1件	●田畑 1件
●田畑 1件	●田畑 1件

推進委員の声



農地利用最適化推進委員
岩崎 和彦 推進委員

私と子供

私には長女、長男、次男と三人の子供がいます。

三人とも自立しており、それぞれの道を歩んでおります。長女は結婚して子供もいるので私は爺さんです。長男はホテル関係の仕事で今は福島県で働いています。次男は中学、高校、大学と陸上競技をしていてその流れで就職先から声がかかり今は広島県で働きながら陸上をしています。

子供たちが小学生の頃はたまに農家の手伝いをしてくれたりもしました。段ボール作りでは、長男次男が一箱1円でやるのですが性格の違いがあらわれます。「長男は雑で早い」、「次男は丁寧で遅い」です。私の仕事のモットーは「仕事は素早く丁寧に」です。二人合わされれば丁度いいのにと毎回思いました。私のモットー「仕事は素早く丁寧に」は手伝いする度に毎回言っていたので、今でも合言葉の様に私が「仕事は」と聞くと「素早く丁寧に」と答えます。どんな仕事でも当てはまる言葉だと思

活動報告

「農地パトロール」
(農地利用状況調査)
の実施！

令和4年8月1日～4日
町内一円



本年度も8月をパトロール月間に設定し、遊休農地や農地の違反転用の実態を更に詳しく把握するため、農地の利用状況を確認しました。

◆農地は貴重な資源です！

農業者の高齢化や担い手不足などにより、耕作されない農地は今後も増えるの見込まれています。耕作されない農地(遊休農地)が増えてしまうと、病害虫の発生に伴う周辺農地への悪影響、景観や生活環境の悪化など深刻な問題にも繋がります。

農地所有者の方は、責任を持ち草刈りなどの管理を行い、他の方々に迷惑をかけないように心がけましょう。



農業委員会では、農地の効率的利用と遊休化解消を図るため、年一回農地の「利用状況調査」を実施しています。この調査で、遊休農地や違反転用地の所在等を確認しています。

今後も適正な農地利用のお願いや指導などに取り組んでいきます。また、利用状況調査の結果、耕作されていないように見受けられた農地の所有者に対しては、「利用意向調査」を行い(文書で発送)、今後の利用意向について、確認していきますので、農地所有者皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

遊休農地とは

農地法で定義されている用語で、次のいずれかに該当するものです。

- 現在、耕作目的で利用されておらず、今後も利用される見込みがない農地
- 農業上の利用が、その周辺地域の農地利用に比べて著しく劣ると判断できる農地

農地の売買・賃貸借の場合には、農業委員会へご相談下さい

農地の売買・贈与・賃貸借などをする場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けなかった行為は、無効となりますのでご注意ください。なお、農地の売買・賃貸については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会までお問い合わせ下さい。

※相対取引の場合、後々トラブルの基になる恐れがありますので、農業委員会の積極的な活用をお願いいたします。

委員の声



農業委員
神 秀子 委員

生産者に寄せて

昨今の異常気象には手の打ちようがないのである。千葉県に親戚があり、毎年依頼された梨農園から瑞々しい梨が届きます。6月にひょう被害の影響で傷、へこみが生じ共済新聞にも日本梨大打撃の記事を目にしていた矢先、遅ればせながら数奇なアクシデントにも負けなかった根性梨がお盆の供物の仲間入りをしてくれました。

この実った梨の以前にどれだけ下に落とされた実があったんだらう。梨農園の嘆き、落胆をおもんばかり包丁を入れました。

こちら道南地方も春には雨ごいまでしたのに、ここきて数度の大雨に見舞われた作物に確かな被害が出ているのが現状です。気象条件にはどうしても抗えませんが、季節は進んでいきます。どんな出来秋が待っているか不安ですが、日々たれてくる稲穂が私を勇気づけてくれます。

この職務を担い5年余り。仕事との両立は大変ではありますが、七飯町の農業はまだまだ伸びしろがあります。各方面に注視しながら、その一助になればと願っています。

お願いします！

農地の保安全管理について

耕作放棄地・遊休農地などで管理が放棄され、雑草が繁茂している箇所が多く見受けられます。このような状況を一因に、周辺環境への影響や害虫の発生による農作物の被害の拡大、枯草による火災の発生等が懸念されます。個々が所有する農地については、自らの責任において管理(除草)し、周辺農地の迷惑とならないよう、草刈り等の実施をお願いします。

また近年、突発的な集中豪雨などが増えておりますが、農地からの土砂流出による事故等の発生に備え、農家の皆さんは次のことにご留意願います。

- 1 傾斜地のある畑では、横うね耕作や下側に素掘りを掘るなど、直接道路などへ土が流出しないよう努めましょう。
- 2 道路境界近くまで作付けし、豪雨時には道路に土砂が流出している畑が散見されますので、適正な管理に努めましょう。
- 3 長い畑では、適当なところで水切りを行いましょう。
- 4 用排水路の泥上げやゴミ等の取り除きについても適時適切に行いましょう。

※管理責任等に過失や瑕疵等があると、賠償請求等が要求されることがあります。以上の点について十分留意のうえ、適正な農地管理をお願いします

(お知らせ) 全国農業新聞の購読について

～暮らしと経営に生きる情報毎週金曜日にお届けします～
全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する「週刊」農業総合専門誌です。



◆毎週金曜 発行
◆購読料は
月額700円(年間8,400円)

※購読の申込み手続きなど、詳しくは農業委員会事務局(☎65-2519)までお気軽にお問い合わせください。

農業者年金 6つのポイント

1. 農業者なら広く加入できる
2. 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
3. 保険料の国庫補助あり
4. 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができる
5. 社会保険料控除など税制面での優遇措置
6. 終身年金(早く亡くなくても80歳までの分は保証付き)

■詳しくは■
農業委員会・JA新はこだて 七飯基幹支店までどうぞ

一人ひとりの農業者を応援する 農業者年金

